

平成 25 年度県民総ぐるみ防災訓練実施要綱（案）

1 目 的

この訓練は、大規模地震対策特別措置法第 32 条、災害対策基本法第 48 条及び愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき、国、県、市町村、防災関係機関、学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等が総ぐるみで、その発生が懸念される南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震を想定し、総合的かつ実践的な防災訓練を実施することにより、訓練参加機関等の地震災害時における相互協力体制の確立、民間防災体制の強化及び県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 主 唱

愛知県防災会議

3 訓練実施日

平成 25 年 8 月 30 日（金）から平成 25 年 9 月 5 日（木）までの「防災週間」を中心とした期間で、実施主体において有効かつ適切と判断できる日

4 訓練想定等

(1) 南海トラフ巨大地震

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」がとりまとめた震度分布・津波高の推計結果及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が取りまとめた被害想定、「県防災会議地震部会」が取りまとめた愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づき実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

(2) 東海・東南海地震（連動）

ア 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

イ 想定震度及び想定被害

愛知県防災会議地震部会が平成 14 年度に調査した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書[想定地震に基づく被害想定]」に基づき、震度及び被害を想定し、実施するものとする。

なお、各地域の実情に応じた被害予測調査結果を実施している場合は、その想定震度等により実施するものとする。

(3) 東海地震

ア 想定震度等

震度 5 弱から震度 6 強、「愛知県外海大津波」及び「伊勢・三河湾津波」の津波警報発令

イ 東海地震に関連する情報

東海地域の地震観測データに異常が発見され、気象庁が、次の区分に基づく情報を発表

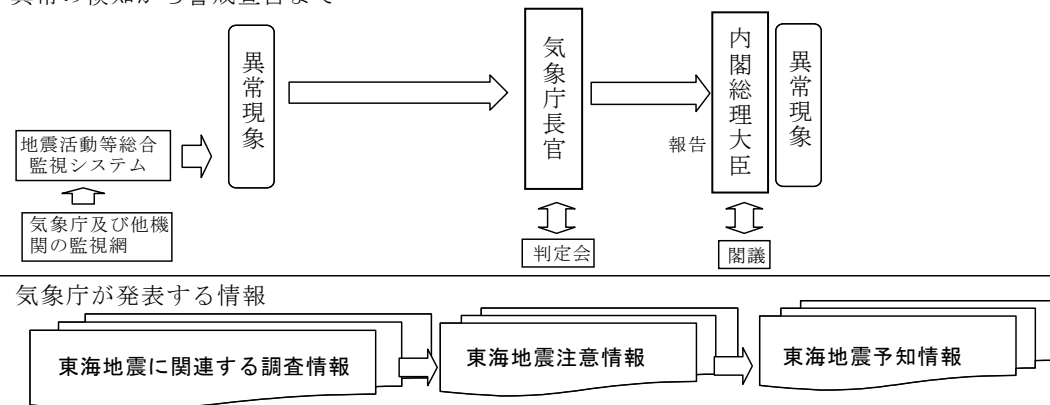
東海地震 に関連する 調査情報	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表。これを受け国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表。
東海地震 注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表。これを受け準備行動開始の意思決定等の対応がとられる。判定会招集の旨の情報もこの情報の中で伝達される。	
東海地震 予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表。これを受け警戒宣言等の対応がとられる。	

ウ 警戒宣言発令

内閣総理大臣が地震災害に関する警戒宣言を発令

エ 東海地震に関連する情報の流れは、概ね次のとおりである。

異常の検知から警戒宣言まで



(4) 東南海地震等のその他大規模地震

ア 想定震度

震度5強以上

イ 地震発生

それぞれの地域の実情に応じ発生時間を想定

5 訓練参加機関等

(1) 県、県教育委員会、県警察本部、市町村、広域連合、消防一部事務組合、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関

(2) 学校、病院、社会福祉施設、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、一般住民等

6 訓練の実施に当たっての基本方針

訓練の実施に当たっては、次の基本方針に沿って実施する。

(1) 東日本大震災を踏まえた災害対応力の向上

東日本大震災から得られた多くの防災対策に関する課題への対応力向上を図るため、考え得る様々な被害への応急対応や複数の地方公共団体にわたる広域的な対応等を訓練内容に取り入れる。

(2) 実践的、効果的な訓練の推進

訓練実施において最も重要となる状況設定及び被害想定並びに災害応急対策として講ずるべき事項を、東日本大震災を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪事態を想定して作成し、訓練進行上からの必要性に捕われたり、見せることのみを目的とすることのないように訓練を行う。

訓練の準備段階においては、国、県、市町村、防災関係機関、地域住民、ライフライン・インフラ事業者等の参加者それぞれの防災上行うべき役割を確認しつつ相互に協力する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練、緊急地震速報受信時の危険回避行動訓練等、実際の判断・行動を伴う方法により実施する。

(3) 多数の主体が参加・連携する訓練の実施

組織を超えた防災対策を推進していくために、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの主体と連携した訓練を検討し、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高める。

(4) 訓練結果の検証と評価の実施

訓練終了後には、訓練実施により判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等により、防災組織体制の実効性を検証する。

また検証の結果は、問題点や課題を明らかにした上で、訓練のあり方ばかりでなく、防災計画や防災に関するマニュアル等の整備、見直しなど、今後の防災体制の整備、拡充について役立てるものとする。

(5) 広報の充実と県民参加型訓練の工夫・充実

県民が積極的に防災訓練に参加または見学、報道により見ることを通じて、自らの災害に対する準備を充実できるよう、また、地域、学校、職場等における幅広い層が参加できるよう、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始の合図で一斉にそれぞれの場所で地震から身を守る安全行動を行うシェイクアウト訓練の導入等、訓練内容を工夫・充実させるとともに、報道機関等と連携を図り、防災訓練に関する広報の充実に努める。

また、防災訓練の広報と合わせて、大規模災害の教訓やハザードマップの周知・確認、家具や備品の固定、ガラスの飛散防止等、身の回りにおける日頃からの具体的な減災への備えと被災時の的確な行動を促すことなども広報することにより、県民の一人一人が防災に関する正しい知識を身につけ、また、地域、学校、職場等との連携した防災活動を促進し、「日常において、いかに備え、災害時に何をすべきか」を考える機会となるよう工夫する。

(6) 男女共同参画及び災害時要援護者の視点に立った訓練の実施

男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めると

ともに、高齢者や障害者等の災害時要援護者の視点に立ち、災害時要援護者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練を行うことなどに努める。

(7) 地域の実情に応じた訓練

この地域が、東海地震の地震防災対策強化地域、東南海、南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている市町村を多く抱え、過去に内陸型地震である濃尾地震、三河地震による広域に甚大な被害を受けた地域であることから、広域的ネットワークを活用した訓練や各種協定等に基づく広域応援訓練の実施等を積極的に検討するものとする。

また、各地域により、その地域の特性や、想定される被害の態様も異なることから、必要性の高い訓練内容を検討のうえ、積極的に地域の実情に即した訓練を実施する。

(8) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進

地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が連携・参加する防災訓練の普及に努める。

特に、地域の防災拠点となる学校等において、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

また、事業所、NPO、ボランティア等が実施する訓練について、地域住民や関係機関が参画することにより、地域の防災力の向上に資することとなるよう努める。

7 主な訓練項目

各訓練実施者は、それぞれの地域、施設等の実情に応じ、別表に掲げる訓練項目を基本として適宜実施する。

8 訓練参加の呼びかけ

県、市町村及び防災関係機関は、各機関及び関係団体の広報紙、定期刊行物、防災パンフレット等あらゆる広報手段を利用し、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体、住民等に訓練参加の呼びかけをするとともに、「自らの地域は自ら守る。」という自主防災の意識の普及に努める。

9 国の行う総合防災訓練への参加

この県民総ぐるみの防災訓練は、中央防災会議により決定された、平成25年度総合防災訓練大綱に記載された訓練と連携を保ち実施するものとする。

別 表

訓 練 項 目

区分	東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時の対応	地震発生時の対応
<p>県・市町村等始め防災関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○東海地震に関連する情報の伝達 ○警戒宣言、地震情報の伝達 ○非常呼集 ○警戒本部（強化地域）又は災害対策本部（強化地域外）の設置 ○広報 ○応急対策実施状況の収集・伝達 ○応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・住民、児童・生徒等の安全確保 ・混乱防止 ・出火の防止 ・防災資機材等の点検・配備 ・避難所開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○地震情報及び津波情報の伝達 ○各種要請事項の伝達 ○非常呼集 ○災害対策本部の設置 ○広報 ○被害状況、避難状況及び災害応急対策実施状況の伝達 ○応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、消火活動、救出救護 ・避難誘導、給食給水、交通規制 ・物資輸送、施設応急復旧（通信・電力・ガス・水道等） ・ボランティア支援本部開設・運営 ○帰宅困難者への対応
<p>民間事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言の覚知・伝達 ○職場の防災会議 ○ロッカー・設備等の転倒防止、ガラスの飛散防止 ○火気使用の自粛 ○危険物の保安、危険か所の点検 ○防災資機材の点検・整備 ○入場者、来客の安全確保及び避難誘導 ○非常持ち出し品の点検、避難場所の確認等の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○危険物施設・消防施設の点検報告 ○初期消火、延焼防止 ○有害物質等の除害・保安措置 ○救出救助 ○避難誘導 ○被災施設等の応急復旧 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達 ○帰宅困難者への対応
<p>自主防災組織・住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言の覚知・伝達 ○自主防災組織の配備・班編成 ○自主防災組織による住民のとりべき措置の呼びかけ及び高齢者、障害者等災害時要援護者の安全確保 ○家庭の防災会議 ○家具の転倒防止及びガラスの飛散防止 ○火気使用の自粛 ○危険物・プロパンガス等の保安 ○初期消火の準備 ○非常持出品の点検、避難場所の確認等避難準備 ○防災資機材等の点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○地震から身を守る安全行動 ○初期消火 ○救出救護 ○避難誘導 ○給食給水 ○被害情報・安否情報・市町村情報等の収集・伝達